

意見書案第1号

衆議院の定数削減について慎重な検討を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和31年議会規則第7号）第13条第1項の規定により提出する。

令和8年1月14日提出

提出者

江別市議会議員	奥野妙子
//	岡英彦
//	佐々木聖子
//	島田泰美
//	吉本和子

衆議院の定数削減について慎重な検討を求める意見書

選挙制度は、議会制民主主義の根幹をなすものであり、国民主権に直結する極めて重要な制度です。その変更に当たっては、国民の十分な理解と納得を得るとともに、各政党間において慎重かつ丁寧な議論を尽くし、幅広い合意形成を図ることが不可欠です。

しかしながら、第219回臨時国会において政府・与党が提出した衆議院議員の定数削減等に関する法律案では、衆議院の定数を現行の465議席から約1割削減することが明記されているものの、その根拠は明確に示されておりません。さらに法律案では、与野党協議において1年以内に結論が得られなかつた場合、小選挙区25議席、比例代表20議席の計45議席を自動的に削減する条項が盛り込まれており、極めて重要な制度変更を事実上期限付で決定する内容となっております。

これまで1票の格差是正を目的として、地方部を中心に小選挙区の定数削減や選挙区割りの見直しが繰り返し行われてきました。今後、さらに小選挙区の議席数を削減することは、人口の少ない地域の民意が国政に反映される機会を一層失わせ、地域間における民意の不均衡を拡大させるおそれがあります。

また、比例代表制度は、多様な民意や価値観を国政に反映させる重要な役割を担ってきたところですが、近年の選挙結果において多党化の傾向が進む中、本質的な議論を欠いたまま比例代表の定数削減を行うことは、身を切る改革ではなく、民意を切り捨てる改革となりかねません。

以上のことから、殊さら衆議院の定数削減のみを取り上げ、熟議を尽くさないまま短期間で結論を導こうとする姿勢は拙速であり、地方の声をいかに国政に反映させるかという観点も含め、選挙制度全体の在り方について総合的かつ慎重な検討が必要であると考えます。

よって、国会におかれましては、衆議院の定数削減を拙速に判断することなく、国民の多様な意見を反映する選挙制度の構築に向け、十分な議論と合意形成を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年1月14日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長